

「国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件」の 一部を改正する告示案について（概要）

1. 背景

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「施行規則」という。）第 7 条の 3 第 3 号は、登録基幹技能者講習（※）のうち国土交通大臣が認めるものを修了した者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者（以下「営業所技術者」という。）の要件を満たす旨規定している。

（※）工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって、国土交通大臣の登録を受けたものをいう。

この規定を受け、「国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件」（平成 30 年国土交通省告示第 435 号）によって、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習が定められている。

2. 概要

今般、講習実施機関から、施行規則第 18 条の 4 に基づく登録の申請があり、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担う基幹技能者を育成する観点から、以下の 2 つの種目に係る講習が登録基幹技能者講習として、新たに登録されたところである。

- ①登録型枠解体基幹技能者
- ②登録鉄骨基幹技能者

登録型枠解体基幹技能者に係る講習は「大工工事業」の、登録鉄骨基幹技能者に係る講習は「とび・土工工事業」又は「鋼構造物工事業」に係る 10 年以上の実務経験を有することを、受講要件の一つとして求めているところ、これらの講習を受講した者は、それぞれ「大工工事業」又は「とび・土工工事業」及び「鋼構造物工事業」の営業所技術者の要件を満たすこととする。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 令和 8 年 10 月（予定）
施 行 : 公布の日